

令和 8 年（2026年） 4 月16日  
健康福祉部 障がい者支援課 共生社会推進係  
田中、大井、渡邊  
電 話：026-235-7105（直通）  
026-232-0111（代表）内線2404  
F A X：026-234-2369  
E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

## 「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」の改正について

### 1 職員対応要領とは

- ・ 行政機関が事務・事業を行うに当たり、職員が適切に対応するために、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を含め、必要な事項を定めたもの。
- ・ 地方公共団体\*は、障害者差別解消法第10条に基づき、策定の努力義務あり。  
\*全ての都道府県及び指定都市では策定済み

### 2 長野県の状況

- ・ 平成28年1月に職員対応要領を策定。
- ・ 令和4年4月に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（長野県障がい者共生条例）を施行。障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置。

○条例施行後、障がい者共生社会づくりのための全庁目標を設定して取組を進めている

○条例施行から約4年が経過し相談対応事例が蓄積してきている

➡それらの内容を踏まえ、職員がより分かりやすく実務で活用しやすいものに改正

### 3 改正の経過

R 7.9~11	改正案について、障がい当事者団体等へ意見照会
R 7.10	改正案について、「長野県共生社会づくり調整委員会」*1にて意見聴取
R 8.3	「障がい者共生社会づくり連携会議」*2にて改正を協議し承認
R 8.4. 1	改正職員対応要領施行（各所属あて）
R 8.8～（予定）	改正後の要領について、全職員を対象としたe-ラーニング研修を実施

\*1 紛争の解決及び申立て事案の解決を図るため、公正中立な調査審議及びあっせんを行う第三者機関。条例に基づき設置（構成員は、学識経験者、弁護士、障がい福祉事業者、障がい当事者、経済団体代表者、行政）

\*2 条例で定める基本的施策について、部局横断で障がい者に寄り添った取組を総合的かつ計画的に進めるため、健康福祉部長及び各部局の次長を構成員として設置しているもの

### 4 改正のポイント及び期待される効果

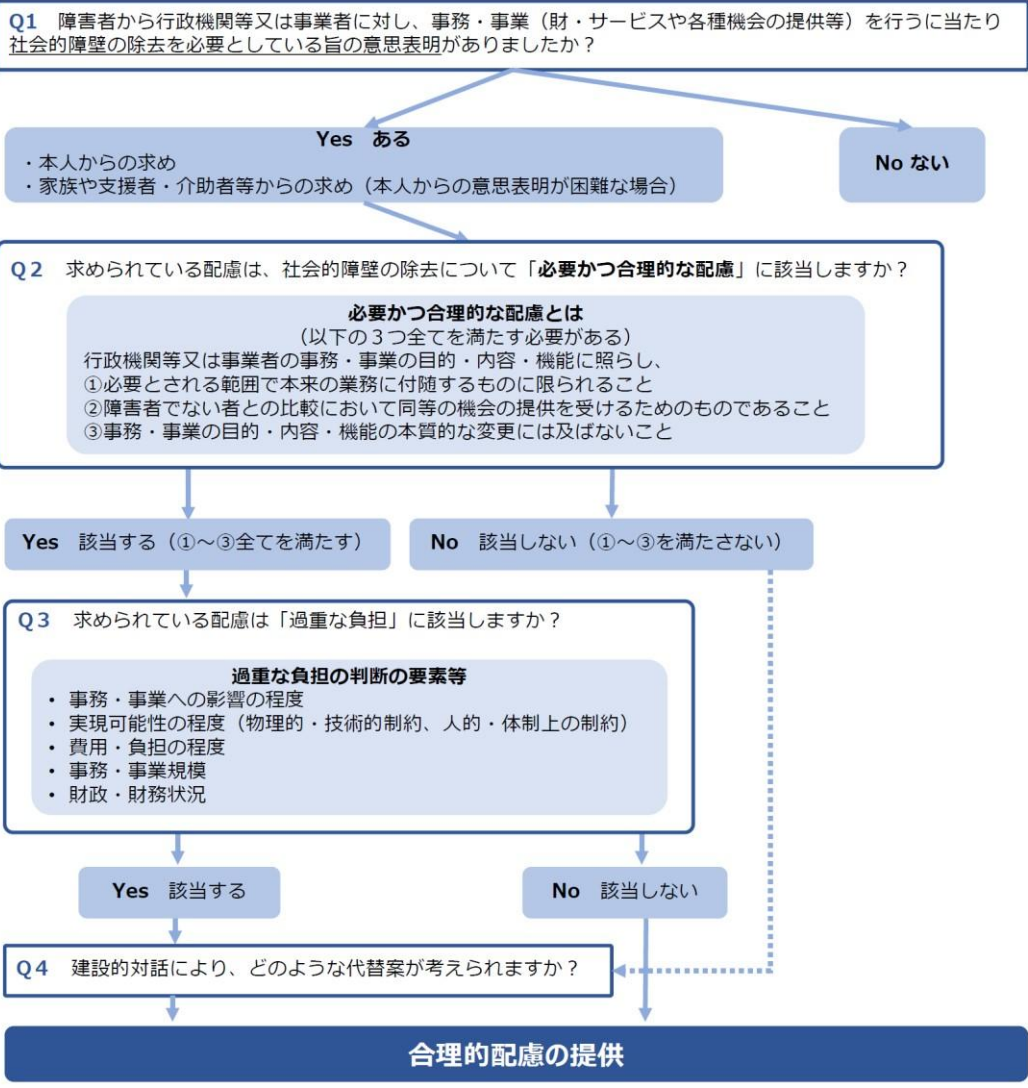
改正ポイント	期待される効果
「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」の法的判断の検討プロセスフロー及び事例を掲載	事案発生時に、フロー等に基づき <u>建設的対話が促進され、各所属において迅速に判断、対応ができる</u>
基本的施策を全庁で進めるための「障がい者共生社会づくり連携会議」及び全組織共通目標（配慮申出欄の必須化、全職員研修受講）を明記	障がい者支援課だけでなく各所属の業務も条例と関連があることが明確になり、 <u>職員の意識が向上する</u>
事前的改善措置（環境整備）のためのチェックリスト等、関連資料へのリンクを掲載	<u>必要な資料や情報へのアクセスが容易となり、環境整備が促進される</u>

### 3 「合理的配慮の提供」に係る法的判断の検討プロセスフローと事例

#### 「合理的配慮の提供」法的判断の検討プロセスフロー

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）  
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）  
第七条（略）  
2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。  
（事業者における障害を理由とする差別の禁止）  
第八条（略）  
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

※改正法により、令和6年4月1日から義務化（改正後の条文は以下のとおり）  
第八条（略）  
2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。



(2) 合理的配慮の提供の好事例

◆相談者	知的障がい者
◆生活場面と相談（申出）内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会参加にあたり、知的障がいのため難しい言葉は分からないことがあることを申出た。</li> <li>・ 主催者は申出者に対して、講義資料にフリガナを振るのはいかがでしょうかと尋ねた。また、グループワークの中でどんな専門用語が出るかまでは主催者側では想定できず、それについてどう対応するのがよいか確認した。</li> <li>・ 申出者からフリガナを振ってほしいとの依頼があり、グループワークのようなフリートークの場面であれば、同じグループの人に聞けるので、問題ないと回答があった。</li> </ul>
◆検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の開催にあたり、理解が困難な難しい言葉にルビを振る合理的配慮の申出を受けた。</li> </ul>
◆検討事項	
<p>① 障がい者から事業者に対して、事務・事業（財・サービスや各種機会の提供等）の実施に当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があったか ⇒あり 申出欄に「難しい言葉は理解できないことがある」と記載があった。</p>	
<p>② 求められている配慮（調整）は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当するか。 ⇒する 知的障がいにより言葉の理解に困難がある相談者が、研修の資料を理解するためのものである。研修の参加に資料の理解は必要なものであり、合理的配慮の提供は「本来の業務に付随するもの」と考えられる。</p>	
<p>③ 求められている配慮（調整）は「過重な負担」に該当するか。 ⇒該当しない</p>	
<p>④ 建設的対話により、どのような合理的配慮（調整）の提供があったか。 ⇒ 双方の話し合いにより、相談者から「グループワークでは分からないことは周囲に確認できるので配慮は不要」と聞き取っていたので、事業者側が研修資料にフリガナを振ることを提案し、相談者も承知した。</p>	
◆法的判断のプロセスフローに基づく検討結果	<p>① 障がいのある方からの社会的障壁の除去の申出に対し、「建設的対話」により内容の検討がなされている。</p> <p>② 情報や意見を伝え合い、双方が建設的対話に努めることで、社会的障壁の除去の目的が果たされている。</p>